

「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」について

制 定 平成25年9月26日

最終改正 平成26年11月21日

1. 趣旨

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、原木きのこについては出荷制限の指示や価格下落などの風評被害の発生等、生産活動の継続に当たり厳しい状況が続いています。

安全な原木きのこの安定供給による消費者の安全と産地の再生のため、まずはきのこの原木の当面の指標値を超えるきのこの原木は使用しないことで食品の基準値を超えないきのこの生産に取り組んでいます。きのこの栽培環境においては、依然として放射性物質の影響を受ける可能性が大きいことから、放射性物質の影響を低減する具体的な栽培管理が求められています。

特に出荷制限が指示された地域については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部）」において、放射性物質の影響を低減させるための栽培管理の実施により、基準値を超えるきのこが生産されないと判断されることが解除の重要な条件となっています。

こうした状況を踏まえ、生産したきのこが食品の基準値を超えないように、現時点での知見や取組状況を集積し、放射性物質の影響を低減するための具体的な取組事項を提示します。

2. チェックシートの利用方法

- (1) きのこ原木・購入ほだ木・きのこ発生前ほだ木が当面の指標値以下であることを確認する取組及び汚染された地表面からほだ木への放射性セシウムの移行を防ぐ取組及び発生したきのこの安全性を確認する取組は必須とします。

自伐・立木購入の原木の管理、購入原木の管理、購入ほだ木の管理、発生前ほだ木の管理の工程においては、放射性物質検査結果の確認、又は検査を実施し、指標値以下の原木・ほだ木であることを確認したうえで使用することとします。

検査の結果、指標値を超えた原木・ほだ木については、処分するか又は除染したうえで再度検査することとします。

- (2) (1) 以外の取組は重要取組事項とします。

- (3) 生産者の皆さんは、チェックシートを基に栽培管理を行い、取組事項ごとに「管理した月日」、必要に応じて「コメント」を記載し、行わなかった取組事項の「管理した月日」欄には斜線を引いてください。

3. チェックシートの留意事項

- (1) このチェックシートによる栽培管理については、出荷制限が指示された市町村で、指示された品目を生産し、出荷・販売される方及び出荷自粛が要請された方については必ず取り組むこととします。また、出荷制限・自粛要請解除後も引き続き取り組むこととします。

なお、これ以外の方については、安全な原木きのこを供給するための手法として積極的に取り組むこととします。

- (2) 原木きのこの種類は、原木栽培によるしいたけ、なめこ、ひらたけ、まいたけ、くりたけ、むきたけ、ぶなはりたけ等を対象としています。
- (3) きのこ原木・ほだ木の管理については、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成24年8月30日付け24林政経第179号林野庁林政部経営課長）」に基づき実施することとします。

発生したきのこの検査については、ロット単位で放射性物質検査を確実に実施することとします。検査方法は、同じロット内から発生したきのこを満遍なく1検体として採取・分析することとします。

- (4) 本チェックシートは、国のガイドラインの変更や試験研究データの蓄積等により、取組事項を見直すことがあります。